県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

規　則
○ 沖縄県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（障害保健福祉課）　…… 1
○ 沖縄県立浦添看護学校学則（医務・国保課）　…… 2
○ 沖縄県立看護大学学則の一部を改正する規則（医務・国保課）　…… 16
○ 沖縄県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）…… 16
○ 土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）…… 17
○ 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）　…… 18
告　示
○ 生活保護費の支給に関する町村長の事務取扱規程の一部を改正する告示（福祉・援護課）　…… 18
訓　令
○ 沖縄県立首里厚生園嘱託員設置規程を廃止する訓令（高齢者福祉介護課）　…… 19
○ 被虐待児個別対応嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・児童家庭課）　…… 20
○ 里親対応専門員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・児童家庭課）　…… 20
○ 衛生検査所精度管理専門委員設置規程の一部を改正する訓令（医務・国保課）　…… 20
○ 後期高齢者医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令（医務・国保課）　…… 21
○ 国民健康保険指導監査専門医設置規程の一部を改正する訓令（医務・国保課）　…… 21
○ 国民健康保険医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令（医務・国保課）　…… 22
○ 沖縄県医療安全相談員設置規程の一部を改正する訓令（医務・国保課）　…… 22
○ 沖縄県献血推進員規程を廃止する訓令（薬務衛生課）　…… 23
○ 沖縄県物産・観光相談員設置規程の一部を改正する訓令（産業政策課）　…… 23
○ 沖縄県学卒障害者能力開発アドバイザー設置規程（雇用労政課）　…… 24
○ 沖縄県障害者職業訓練トレーナー設置規程（雇用労政課）　…… 25
○ 沖縄県巡回就職支援相談員設置規程の一部を改正する訓令（雇用労政課）　…… 26
○ 沖縄県訓練委託先開拓員設置規程の一部を改正する訓令（雇用労政課）　…… 26
○ 沖縄県障害者職業訓練コーディネーター設置規程の一部を改正する訓令（雇用労政課）　…… 27

規　　則

沖縄県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県規則第24号

沖縄県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第２号を次のように改める。

⑵　申込者（被保険者）告知書（独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が定める様式によるものに限る。以下同じ。）

第３条第２項中「（第２号様式）」を削る。

第５条第１項第２号アを次のように改める。

ア　障害診断書（機構が定める様式によるものに限る。）

第２号様式を次のように改める。

第２号様式　削除

第10号様式を次のように改める。

第10号様式　削除

第29号様式中「養護学校」を「特別支援学校」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

沖縄県立浦添看護学校学則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

沖縄県規則第25号

沖縄県立浦添看護学校学則

沖縄県立浦添看護学校学則（平成３年沖縄県規則第19号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条－第７条）
第２章　組織及び会議（第８条・第９条）
第３章　教育課程及び単位の認定等（第10条－第13条）
第４章　入学、休学、転学、退学等（第14条－第24条）
第５章　卒業（第25条・第26条）
第６章　賞罰（第27条・第28条）
第７章　健康管理（第29条）
第８章　授業料等の納付等（第30条－第33条）
第９章　雑則（第34条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第15号。以下「条例」という。）第７条の規定に基づき、沖縄県立浦添看護学校（以下「学校」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　学校は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき、看護師として必要な基礎的な能力を培い、社会に貢献する人材の育成を目的とする。

（自己点検及び自己評価）

第３条　学校は、教育水準の維持及び向上を図り、前条の目的を達成するため、教育活動について自ら点検及び評価（以下「自己点検及び自己評価」という。）を行うものとする。

２　前項に定めるもののほか、自己点検及び自己評価に関し必要な事項は、学校の長（以下「校長」という。）が別に定める。

（課程、学科、修業年限及び定員）

第４条　学校の課程、学科、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課　程	学　科	修業年限	入学定員	総定員

看護師専門課程	２年課程（全日制）	看護第一学科	２年	40人	80人
	３年課程（全日制）	看護第二学科	３年	80人	240人

（在学期間）

第５条　学生は、看護第一学科にあっては４年、看護第二学科にあっては６年を超えて在学することができない。

（学年及び学期）

第６条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

２　学年は、次の２学期とする。

⑴　前期　４月１日から９月30日まで

⑵　後期　10月１日から翌年３月31日まで

（休業日）

第７条　次に掲げる日は、授業を行わない日（以下「休業日」という。）とする。

⑴　日曜日及び土曜日

⑵　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

⑶　開学記念日

⑷　６月23日（沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第２条に規定する慰霊の日）

⑸　次に掲げる春季、夏季及び冬季の期間

ア　春季　２週間

イ　夏季　４週間

ウ　冬季　２週間

２　前項の規定にかかわらず、校長は、特に必要があると認めるときは、前項各号の休業日のほか、臨時に休業日を定め、又は休業日においても臨時に授業を行うことができる。

第２章　組織及び会議

（組織）

第８条　学校に教務班を置く。

２　学校に次の職員を置く。

⑴　校長

⑵　教務班長

⑶　看護教諭

⑷　事務職員

⑸　その他必要な職員

３　看護第一学科及び看護第二学科に教務主任及び実習調整者を置き、それぞれの学科の看護教諭をもって充てる。

（会議）

第９条　学校の円滑な運営を図るため、運営会議その他の会議を設ける。

２　運営会議は、次に掲げる事項を審議する。

⑴　入学の許可に関すること。

⑵　除籍に関すること。

⑶　転入学に関すること。

⑷　卒業に関すること。

⑸　懲戒に関すること。

３　前２項に定めるもののほか、運営会議その他の会議に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第３章　教育課程及び単位の認定等

（授業科目、単位数及び時間数）

第10条　授業科目、単位数及び時間数は、看護第一学科にあっては別表第１、看護第二学科にあっては別表第２に定めるとおりとする。

（単位の計算方法）

第11条　授業科目の単位の計算方法は、次に掲げる基準により計算するものとする。

⑴　講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって１単位とする。

⑵　実験、実習（臨地実習を除く。）及び実技は、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって１単位とする。

⑶　臨地実習は、45時間をもって１単位とする。

２　時間数は、講義、演習、実習等が実際に行われる時間をもって計算する。

（授業科目の評価及び単位の認定）

第12条　授業科目の評価は、当該授業に出席した時間数が当該授業の時間数の３分の２以上である者に対し、試験を実施することにより行う。

２　前項の試験は、当該試験の満点の60パーセント以上の成績を得た者を合格とする。

３　前項の規定により合格した者に対し、授業科目の単位の認定を行う。

４　前３項に定めるもののほか、授業科目の評価及び単位の認定に関し必要な事項は、校長が別に定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第13条　大学、高等専門学校若しくは看護師養成所又は次に掲げる資格に係る学校若しくは養成所で、別表第１及び別表第２に定める教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき既修の学習内容を評価する。この場合において、学校における教育内容に相当するものと認められるときは、校長は、総取得単位数の２分の１を超えない範囲で学校において履修したものと認定することができる。

⑴　歯科衛生士

⑵　診療放射線技師

⑶　臨床検査技師

⑷　理学療法士

⑸　作業療法士

⑹　視能訓練士

⑺　臨床工学技士

⑻　義肢装具士

⑼　救急救命士

⑽　言語聴覚士

２　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第１号の規定に該当する者で学校に入学したものの単位の認定については、次に掲げる教育内容に係る単位に限り、本人からの申請に基づき既修の学習内容を評価するものとする。この場合において、当該申請に係る単位が学校における教育内容に相当するものと認められるときは、校長は、学校において履修したものとして認定することができる。

⑴　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第４に定める基礎分野

⑵　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第４に定める人間と社会の領域

⑶　社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第２号）別表第４に定める人間と社会の領域

３　前２項に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第４章　入学、休学、転学、退学等

（入学時期）

第14条　入学の時期は、学年の始めとする。

（入学試験）

第15条　校長は、学校への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）に対して、入学試験を行うものとする。

２　入学試験の種類は、看護第一学科においては一般選抜試験、看護第二学科においては一般選抜試験及び社会人選抜試験とする。

３　前２項に定めるもののほか、入学試験に関し必要な事項は、校長が別に定める。

（入学志願手続）

第16条　入学志願者は、所定の期日までに次の各号に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を校長に提出しなければならない。

⑴　看護第一学科一般選抜試験　次のアからキまでに掲げる書類

ア　入学願書（第１号様式）

イ　准看護師免許証の写し（准看護師免許証を取得していない者にあっては、高等学校衛生看護科又は准看護師養成所の卒業証明書又は卒業見込み証明書）

ウ　高等学校衛生看護科若しくは准看護師養成所の調査書又はこれに相当する書類

エ　高等学校又は中等教育学校を卒業している准看護師にあっては、高等学校若しくは中等教育学校の卒業証明書又は卒業証書の写し

オ　准看護師の免許を得た後看護業務に従事している准看護師にあっては、准看護師として看護業務に従事した旨の就業証明書（第２号様式）

カ　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）第102条第３項に規定する厚生労働大臣指定講習会を修了した者にあっては、その修了証明書

キ　文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者にあっては、当該資格を有する旨を証する書類

⑵　看護第二学科一般選抜試験　次のアからエまでに掲げる書類

ア　入学願書（第１号様式）

イ　高等学校若しくは中等教育学校の卒業証明書、卒業証書の写し又は卒業見込み証明書

ウ　高等学校若しくは中等教育学校の調査書又はこれに相当する書類

エ　文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者にあっては、当該資格を有する旨を証する書類

⑶　看護第二学科社会人選抜試験　次のアからエまでに掲げる書類

ア　入学願書（第１号様式）

イ　高等学校若しくは中等教育学校の卒業証明書又は卒業証書の写し

ウ　高等学校若しくは中等教育学校の調査書又はこれに相当する書類

エ　文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者にあっては、当該資格を有する旨を証する書類

２　入学志願手続の際に准看護師として業務に従事した期間が３年に満たない者であって、入学の際に准看護師として業務に従事した期間が３年以上となるものは、前項の規定による同項第１号オの准看護師として業務に従事した旨の就業証明書について、同項の規定にかかわらず、次条の規定による書類を提出する際に校長に提出しなければならない。

（入学の手続）

第17条　第15条の規定による入学試験に合格した者で学校に入学しようとする者は、所定の期日までに誓約書（第３号様式）その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

（入学の許可）

第18条　校長は、前条の規定による入学手続を完了した者に対し運営会議の議を経て入学を許可する。

（休学）

第19条　学生は、病気その他の理由により３月を超えて出席することができないときは、校長の許可を得て休学することができる。

２　校長は、病気その他の理由により就学することが適当でないと認められる者に対し、休学を命ずることができる。

３　休学期間は、１年以内とする。ただし、校長が特別の理由があると認めたときは、その期間を延長することができる。

４　休学期間は、通算して看護第一学科においては２年を、看護第二学科においては３年を超えることができない。

５　休学期間は、第５条に規定する在学期間に算入しない。

（復学）

第20条　休学期間が満了した者又は休学期間内に休学すべき理由が消滅した者は、校長の許可を得て復学す

ることができる。

（退学）

第21条　退学しようとする者は、校長の許可を得なければならない。

（除籍）

第22条　校長は、学生が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、運営会議の議を経てこれを除籍する。

⑴　死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

⑵　第５条に規定する在学期間を超えることが確実と見込まれる者

⑶　授業料の納付を怠り、かつ、督促してもなお納付しない者

（転入学）

第23条　校長は、他の看護師養成所に在学する者で、学校に転入学を志願するものがある場合は、欠員のあるときに限り、選考のうえ、入学を許可する。

２　前項の規定により入学を許可しようとする者が既に修得した授業科目、単位数及び時間数の取扱い並びに在学すべき年数については、運営会議の議を経て校長が決定する。

３　前２項に定めるもののほか、転入学に関し必要な事項は、校長が別に定める。

（転学）

第24条　学生は、他の看護師養成所へ転学しようとするときは、校長の許可を得なければならない。

第５章　卒業

（卒業）

第25条　校長は、別表第１又は別表第２に規定する単位数を修得し、かつ、出席した日数が出席すべき日数の３分の２以上である者に対し、運営会議の議を経て卒業を認定する。

（卒業証書及び専門士の称号の授与）

第26条　校長は、卒業の認定をした学生に対し、卒業証書（第４号様式）及び専門士の称号授与書（第５号様式）を授与する。

第６章　賞罰

（表彰）

第27条　校長は、学業成績が優秀であり、かつ、他の学生の模範と認められる学生を表彰することができる。

（懲戒）

第28条　校長は、次の各号のいずれかに該当する学生を運営会議の議を経て懲戒することができる。

⑴　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

⑵　学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

⑶　正当な理由がなく出席が常でない者

⑷　学校の秩序を乱し、学生の本分に反した者

２　懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

第７章　健康管理

（健康管理）

第29条　校長は、学生の健康を保持するため、学生に対し、毎年１回以上、健康診断を実施する。

２　前項に定めるもののほか、健康管理に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第８章　授業料等の納付等

（入学試験料の納付）

第30条　入学試験料は、条例第５条に定めるところにより、入学願書を提出する際に納付しなければならない。

２　入学試験料は、沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）第８条に定めるところにより、沖縄県証紙をもって納付するものとする。

（授業料の納付）

第31条　授業料は、前期及び後期に区分し、条例第５条に定めるところにより、前期分については４月20日から４月30日までの間に、後期分については10月20日から10月31日までの間に、それぞれ年額の２分の１に相当する額を納付しなければならない。

２　授業料は、所定の納付書により知事が指定する金融機関に納付するものとする。

（授業料の減免の対象者）

第32条　条例第６条の規定により授業料の免除又は減額を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている者と生計を一にする者

⑵　災害、傷病その他の理由により生活が困窮した世帯に属する者で、授業料の納付が著しく困難な者

⑶　休学した者

⑷　前３号に掲げる者のほか、特に授業料を免除し、又は減額する必要があると知事が認める者

（授業料の減免の申請等）

第33条　授業料の免除又は減額を受けようとする者は、授業料免除（減額）申請書（第６号様式）に、授業料の納付が困難である理由を証明する書類を添付し、校長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、前条第３号に掲げる者にあっては、当該書類を添付することを要しない。

２　校長は、前項の授業料免除（減額）申請書を受理したときは、必要事項を調査の上、授業料免除（減額）申請に関する調書（第７号様式）を作成し、当該申請書に添付して知事に送付しなければならない。

３　授業料の免除又は減額を受けている者は、授業料の免除又は減額を受ける理由が消滅したときは、直ちに授業料免除（減額）理由消滅届（第８号様式）を知事に提出しなければならない。

第９章　雑則

（委任）

第34条　この規則に定めるもののほか、学校の管理及び運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成21年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日（以下「施行の日」という。）前に改正前の沖縄県立浦添看護学校学則の規定によりした処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

別表第１（第10条関係）

教育課程

看護第一学科

区分	教育内容	科目名	単位	時間
基礎分野	科学的思考の基盤	情報科学	1	
		論理的思考	1	
		教育学	2	
		生命科学	1	
	人間と人間生活の理解	生涯発達心理学	1	
		生活科学	1	
		家族社会学	1	
		英語	2	
		保健体育	1	
	小計		11	315
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学	2	
		代謝栄養学	1	
	疾病の成り立ちと回復の促進	微生物学	1	
		薬理学	1	
		疾病治療学	5	
		疾病治療総論	（1）	
		疾病治療論Ⅰ	（1）	
		疾病治療論Ⅱ	（1）	
		疾病治療論Ⅲ	（2）	

	社会保障制度と生活者の健康		医療論	1	
			公衆衛生学	1	
			保健・医療・福祉制度論	2	
	小計			14	315
専門分野	基礎看護学		基礎看護学概論	1	
			基礎看護学方法論Ⅰ	1	
			基礎看護学方法論Ⅱ	2	
			基礎看護学方法論Ⅲ	1	
			基礎看護学方法論Ⅳ	1	
			基礎看護学方法論Ⅴ	1	
			基礎看護学方法論Ⅵ	1	
	在宅看護論		在宅看護概論	1	
			在宅看護方法論Ⅰ	1	
			在宅看護方法論Ⅱ	1	
	成人看護学		成人看護学方法論Ⅰ	1	
			成人看護学方法論Ⅱ	1	
			成人看護学方法論	1	
	老年看護学		老年看護学概論	1	
			老年看護方法論Ⅰ	1	
			老年看護方法論Ⅱ	1	
	小児看護学		小児看護学概論	1	
			小児看護方法論Ⅰ	1	
			小児看護方法論Ⅱ	1	
	母性看護学		母性看護学概論	1	
			母性看護方法論Ⅰ	1	
			母性看護方法論Ⅱ	1	
	精神看護学		精神看護学概論	1	
			精神看護方法論Ⅰ	1	
			精神看護方法論Ⅱ	1	
	小計			26	750
	臨地実習	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	1	135
			基礎看護学実習Ⅱ	2	
		在宅看護論	在宅看護論実習	2	90
		成人看護学	成人看護学実習	3	135
		老年看護学	老年看護学実習	2	90
		小児看護学	小児看護学実習	2	90
		母性看護学	母性看護学実習	2	90
		精神看護学	精神看護学実習	2	90
	小計			16	720
総計				67	2,100

別表第２（第10条関係）

教育課程

看護第二学科

区分	教育内容	科目名	単位	時間
基礎分野	科学的思考の基盤	論理的思考	1	30
		情報科学	2	45
		生活科学	1	30
	人間と生活、社会の理解	人間関係論	1	30

			教育学	1	30
			生涯発達心理学	1	30
			英語	2	60
			生活とスポーツ	2	60
			家族社会学	1	30
			倫理学	1	30
	小計			13	375
専門基礎分野	人体の構造と機能		解剖生理学Ⅰ	1	30
			解剖生理学Ⅱ	1	30
			解剖生理学Ⅲ	1	30
			生化学	1	30
			栄養学	1	15
	疾病の成り立ちと回復の促進		薬理学	1	30
			微生物学	1	30
			病理学	1	15
			疾病治療学Ⅰ	1	15
			疾病治療学Ⅱ	1	30
			疾病治療学Ⅲ	1	30
			疾病治療学Ⅳ	1	15
			疾病治療学Ⅴ	1	30
			疾病治療学Ⅵ	1	15
			疾病治療学Ⅶ	1	15
	健康支援と社会保障制度		看護と法	2	45
			社会福祉	1	30
			公衆衛生	1	15
			実践健康科学	1	30
			保健医療論	1	15
	小計			21	495
専門分野Ⅰ	基礎看護学		基礎看護学概論	2	45
			基礎看護学方法論Ⅰ	1	30
			基礎看護学方法論Ⅱ	1	30
			基礎看護学方法論Ⅲ	2	60
			基礎看護学方法論Ⅳ	1	30
			基礎看護学方法論Ⅴ	1	30
			基礎看護学方法論Ⅵ	1	30
			基礎看護学方法論Ⅶ	1	30
	臨地実習	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	1	45
			基礎看護学実習Ⅱ	2	90
	小計			13	420
専門分野Ⅱ	成人看護学		成人看護学概論	1	30
			成人看護学方法論Ⅰ	1	15
			成人看護学方法論Ⅱ	1	30
			成人看護学方法論Ⅲ	1	30
			成人看護学方法論Ⅳ	1	30
			成人看護学方法論Ⅴ	1	15
	老年看護学		老年看護学概論	2	45
			老年看護学方法論Ⅰ	1	30
			老年看護学方法論Ⅱ	1	30
	小児看護学		小児看護学概論	1	30

			小児看護学方法論Ⅰ	1	30
			小児看護学方法論Ⅱ	1	30
			小児看護学方法論Ⅲ	1	30
	母性看護学		母性看護学概論	2	45
			母性看護学方法論Ⅰ	1	30
			母性看護学方法論Ⅱ	1	30
	精神看護学		精神看護学概論	2	45
			精神看護学方法論Ⅰ	1	30
			精神看護学方法論Ⅱ	1	30
	臨地実習	成人看護学	成人看護学実習Ⅰ	2	90
			成人看護学実習Ⅱ	2	90
			成人看護学実習Ⅲ	2	90
		老年看護学	老年看護学実習	4	180
		小児看護学	小児看護学実習	2	90
		母性看護学	母性看護学実習	2	90
		精神看護学	精神看護学実習	2	90
	小計			38	1,305
統合分野	在宅看護論		在宅看護概論	1	30
			在宅看護方法論Ⅰ	1	30
			在宅看護方法論Ⅱ	2	45
	看護の統合と実践		看護管理	1	30
			医療安全論Ⅰ	1	15
			医療安全論Ⅱ	1	30
			看護技術の統合演習	1	45
	臨地実習	在宅看護論	在宅看護論実習	2	90
		看護の統合と実践	統合実習	2	90
	小計			12	405
総計				97	3,000

第１号様式（第16条関係）

入　学　願　書

※　志望学科及び選抜方法に○を付けて下さい。　　（表面）

看護第一学科	看護第二学科		沖縄県収入証紙 5,000円貼付	受験番号
一般選抜試験	一般選抜試験	社会人選抜試験		

氏　　名	ふりがな 印	性別 男・女	写真貼付欄 ・出願前３箇月以内に撮影した上半身の写真（縦５cm×横４cm正面脱帽のもの） ・写真の裏面には撮影年月日及び氏名を明記
生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日（　　歳）		
現住所	〒　　－　　電話番号　（　　）　　－ ふりがな		
合格通知先	〒　　－　　電話番号　（　　）　　－ ふりがな		

履歴（中学校から記載する）

	学校名	入学年月日	卒業年月日
学		年　月　日	年　月　日（卒業、卒業見込み）
		年　月　日	年　月　日（卒業、卒業見込み）
		年　月　日	年　月　日（卒業、卒業見込み）

歴		年　月　日	年　月　日（卒業、卒業見込み）
		年　月　日	年　月　日（卒業、卒業見込み）
職歴	勤務先	在職期間（新しい順に記載する）	
		年　月　日から	年　月　日まで
		年　月　日から	年　月　日まで
		年　月　日から	年　月　日まで
		年　月　日から	年　月　日まで

（裏面）

志願理由	

第２号様式（第16条関係）

就　業　証　明　書

従事者　住　所
氏　名
年　月　日生

上記の者は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第６条に規定する業（准看護師の業務）に下記のとおり従事したことを証明します。

記

勤務先名称	
勤務先住所	
准看護師の業務に従事した期間	年　月　日から 年　月　日まで　} 計　年　月

年　月　日

住所又は所在地
電話番号
施設名
施設長名　　印

第３号様式（第17条関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

沖縄県立浦添看護学校長　殿

私は、貴学校に入学を許可されましたので、学校の諸規程を遵守し、学生の本分に従って学業に精励することを誓います。

住　　所
氏　　名　　印

私は、保証人として上記の誓約の履行について、責任を負います。

保証人　住　　所
　　電話番号
職　　業
本人との関係
氏　　名　　印

第４号様式（第26条関係）

卒業証書

氏名　　年　　月　　日生

右の者は、本校の　科を卒業したのでこれを証す

年　　月

校印

沖縄県立浦添看護学校長氏名

第　　号

契印

る。

日生

印

第５号様式（第26条関係）

称号　授与書

看護師専門課程看護第　学科

氏名

年　月　日生

校印

右の者に、文部科学大臣告示（平成六年文部省告示第八十四号）により、専門士（看護師専門課程）の称号を授与する。

年　月　日

第　号

沖縄県立浦添看護学校長氏名

印

契印

第６号様式（第33条関係）

授業料免除（減額）申請書

年　月　日

沖縄県知事　殿

下記の理由により授業料の免除（減額）を受けたいので関係書類を添えて申請します。

本人				保護者（保証人）			
学校名	沖縄県立浦添看護学校			現住所	電話番号（　）		
学科名	看護第　学科	年次	年	氏　名	印		
氏　名	印			続　柄		職　業	
生年月日	年　月　日生			生年月日	年　月　日生		
現住所				勤務先	電話番号（　）		
免除（減額）を受ける期間	年　月　～　年　月			免除（減額）を受けようとする額	円		
免除（減額）を希望する理由（具体的に）							

（注）「免除（減額）」は、不用の文字を抹消すること。

第７号様式（第33条関係）

授業料免除（減額）申請に関する調書

学校名	沖縄県立浦添看護学校	学科・年次	看護第　学科　年次
申請者の氏名		生年月日	年　月　日生
現　住　所			

申請者の家庭状況（申請者と生計を一にする者について同居・別居を問わず記載すること。）

氏　名	続　柄	年　齢	同　居 別　居	職　業	勤務先名又は 学　校　名	健康状態
			同・別			
			同・別			
			同・別			
			同・別			
			同・別			
			同・別			
			同・別			

			同・別			
			同・別			
			同・別			
上記の者以外に授業料を負担できる者の有無		有・無	有の場合は、氏名及び続柄			
通学方法	自宅通学 ・ 借家 ・ 借間 ・ 下宿 ・ その他（　　）					
学校長の意見（できるだけ具体的に記入すること。）						

上記のとおり授業料免除（減額）申請者の家庭状況等を調査し、調書を作成したので意見を付して提出します。

年　　月　　日

沖縄県立浦添看護学校長
氏名　　印

（注）「免除（減額）」、「同・別」及び「有・無」は、不用の文字を抹消すること。

第８号様式（第33条関係）

授業料免除（減額）理由消滅届

年　　月　　日

沖縄県知事　殿

年　　月　　日付けで承認を受けました下記の授業料免除（減額）について、その理由が消滅したので届け出ます。

本　人				保護者（保証人）			
学校名	沖縄県立浦添看護学校			現住所	電話番号　　（　）		
学科名	看護第　学科	年次	年	氏　名	印		
氏　名	印			続　柄		職　業	
生年月日	年　月　日生			生年月日	年　月　日生		
免除（減額）の理由が消滅した年月				年　月　日			
免除（減額）を承認された期間				年　月　～　年　月			
消滅した理由							

（注）「免除（減額）」及び「有・無」は、不用の文字を抹消すること。

沖縄県立看護大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

沖縄県規則第26号

沖縄県立看護大学学則の一部を改正する規則

沖縄県立看護大学学則（平成11年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「生態機能学Ⅰ」を「生体機能学Ⅰ」に、「生態機能学Ⅱ」を「生体機能学Ⅱ」に、「社会福祉論」を「保健福祉行政論」に、

「助産実習Ⅰ	5	」を
「助産実習Ⅰ	6	」に、
「成人保健看護実習Ⅲ	4	」を
「成人保健看護実習Ⅲ	2	」に、
「危機介入方法	1	」を
「危機介入方法	1	」に、
「地域保健看護実習	3	」を
「地域保健看護実習	4	」に、
「統合実習	1	」を
「統合実習	2	」に改める。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

沖縄県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

沖縄県規則第27号

沖縄県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則（昭和60年沖縄県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第３条を次のように改める。

（書類の提出部数と経由）

第３条　この規則の規定により知事に提出する書類は、正副２通とする。

２　前項の書類は、条例第３条ただし書の規定による許可に係る構築物を建設しようとする臨港地区を管轄する土木事務所長（中城湾港（新港地区及び西原与那原地区に限る。）に係るものにあっては、沖縄県中城湾港建設事務所長）を経由して提出しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県知事　仲井眞　弘多

沖縄県規則第28号

土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則（昭和49年沖縄県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第31条の２第２項第10号ハ及び第11号ニ」を「第31条の２第２項第15号ハ及び第16号ニ」に、「第62条の３第４項第10号ハ及び第11号ニ」を「第62条の３第４項第15号ハ及び第16号ニ」に改める。

第２条第１項中「第31条の２第２項第10号ハ」を「第31条の２第２項第15号ハ」に、「第62条の３第４項第10号ハ」を「第62条の３第４項第15号ハ」に改め、同条第２項中「申請書」を「優良宅地認定書」に、「図書」を「書類」に、「あつては」を「あっては」に改める。

第３条第１項中「第31条の２第２項第11号ニ」を「第31条の２第２項第16号ニ」に、「第62条の３第４項第11号ニ」を「第62条の３第４項第16号ニ」に、「進ちよく」を「進ちょく」に改め、同条第２項中「申請書」を「優良住宅認定申請書」に、「図書」を「書類」に改め、同項にただし書として次のように加える。

ただし、第５号に掲げる書類については、住宅の新築の工事完了前に法第31条の２第２項第16号ニの規定による認定の申請を行う場合は、この限りでない。

第３条第２項第４号中「第６条第３項」を「第６条第４項」に改め、同項第５号中「第７条第３項」を「第７条第５項」に改め、「（法第31条の２第２項第11号ニに基づく認定の申請を住宅の新築の工事完了前に行う場合にあつては、この限りでない。）」を削り、同項第13号中「昭和54年建設省告示第768号第３号、第４号」を「租税特別措置法施行令第19条第15項等の規定に基づく国土交通大臣の定める基準（昭和54年建設省告示第768号）第３第４号」に、「従つて」を「従って」に改める。

第３条の２第１項中「第31条の２第２項第11号ニ」を「第31条の２第２項第16号ニ」に改め、同条第２項中「申請書」を「優良住宅認定申請書」に、「図書」を「書類」に改め、同項第１号中「第７条第３項」を「第７条第５項」に改め、同項第２号中「第31条の２第２項第11号ニ」を「第31条の２第２項第16号ニ」に改める。

第４条中「第２条、第３条又は第３条の２に規定する申請があつた場合」を「優良宅地認定又は優良住宅認定を受けようとする者から優良宅地認定申請書又は優良住宅認定申請書の提出があった場合」に、「又は、」を「若しくは」に改める。

第５条中「行つた」を「行った」に改める。

第９条中「第31条の２第２項第５号ハ」を「第31条の２第２項第15号ハ」に、「あつては」を「あっては」に改める。

第11条第１項中「以下同じ。」及び「（住宅・都市整備公団法（昭和56年法律第48号）第47条第１項の規定により適用される場合を含む。）」を削り、同条第３項中「あつても」を「あって」に改める。

第13条中「図書等」を「書類等」に改める。

第１号様式中「第31条の２第２項第10号ハ」を「第31条の２第２項第15号ハ」に、「第62条の３第４項第10号ハ」を「第62条の３第４項第15号ハ」に、「あつては」を「あっては、」に、「当たつては」を「当たっては」に、「まつ消する」を「抹消する」に改める。

第２号様式中「第31条の２第２項第11号ニ」を「第31条の２第２項第16号ニ」に、「第62条の３第４項第11号ニ」を「第62条の３第４項第16号ニ」に、「一むね」を「一棟」に、「あつては」を「あっては」に、「あつても」を「あっても」に、「すでに」を「既に」に、「当たつては」を「当たっては」に改める。

第３号様式中「第31条の２第２項第10号ハ」を「第31条の２第２項第15号ハ」に、「第62条の３第４項第10号ハ」を「第62条の３第４項第15号ハ」に、「あつては」を「あっては、」に改める。

第４号様式中「第31条の２第２項第11号ニ」を「第31条の２第２項第16号ニ」に、「第62条の３第４項第11号ニ」を「第62条の３第４項第16号ニ」に改める。

第５号様式中「第31条の２第２項第10号ハ」を「第31条の２第２項第15号ハ」に、「第62条の３第４項第10号ハ」を「第62条の３第４項第15号ハ」に、「当たつては」を「当たっては」に、「まつ消する」を「抹消する」に改める。

第６号様式から第８号様式まで中「もつて」を「もって」に改める。

第９号様式中「当たつては」を「当たっては」に、「まつ消する」を「抹消する」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月30日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県規則第29号

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年沖縄県規則第６号）の一部を次のように改正する。

第24条の３の表中「137,000円」を「114,000円」に、「178,000円」を「139,000円」に、「200,000円」を「158,000円」に、「242,000円」を「191,000円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成21年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に県改良住宅に入居している者に係る沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）第59条第２項に規定する割増賃料の額については、平成26年３月31日までの間は、この規則による改正後の沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第24条の３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告　　示

沖縄県告示第240号

生活保護費の支給に関する町村長の事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年３月30日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

生活保護費の支給に関する町村長の事務取扱規程の一部を改正する告示

生活保護費の支給に関する町村長の事務取扱規程（昭和47年沖縄県告示第55号）の一部を次のように改正する。

第２条中「医療扶助」の次に「及び第15条の２に規定する介護扶助」を加え、「第12条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条の規定による各扶助」を「第12条から第14条まで及び第16条から第18条までに規定する扶助」に、「福祉事務所長又は支庁長（以下「福祉事務所長等」という。）」を「福祉保健所長」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第３条を次のように改める。

（支給日の設定）

第３条　福祉保健所長は、月の初日から同月10日までの間のいずれかの日を保護費を支給する日と定め、これを町村長に通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、福祉保健所長は、一時的な扶助の性質を有する保護費を支給する場合又は支給後において最低生活費の認定に変更等があることにより保護費を追加して支給する場合は、その都度保護費を支給する日を定め、これを町村長に通知するものとする。

３　町村長は、前２項に定める保護費を支給する日を被保護者に周知しなければならない。

第４条中「福祉事務所長等」を「福祉保健所長」に、「行なう」を「行う」に改め、「これが」を削る。

第５条から第７条までを次のように改める。

（交付の手続）

第５条　前条の規定による金品の交付は、当該町村長が指定する当該町村の区域内に所在する金融機関に払い込むことにより行うものとする。ただし、当該町村の区域内に金融機関が所在していない場合にあっては、当該町村の区域内に所在する郵便局又は最寄りの郵便局に払い込むことにより行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、扶助を現物給付によって行う場合の金品の交付の方法は、福祉保健部長が別に定める。

３　町村長は、前２項の規定により交付された金品を速やかに受領するものとし、当該金品を受領するに当たっては、当該金品の金額と生活保護費交付依頼書に記載された生活保護費支給額を照合するものとする。

（支給の方法）

第６条　前条の規定により金品の交付を受けた町村長は、第３条の規定により福祉保健所長が定めた保護費を支給する日に、当該金品を保護費として支給するものとする。

２　町村長は、保護費を支給するに際し、生活保護法施行細則（昭和58年沖縄県規則第２号。以下「細則」という。）第５条第１項の規定による保護開始決定通知書若しくは保護変更決定通知書又はこれに代わる書類の提示を求め、当該提示された書類と保護費の金額を照合しなければならない。

３　町村長は、保護費を支給するに際し、細則第14条に規定する福祉保健所長が発行する生活保護費交付証を交付するものとする。

４　町村長は、被保護者の氏名、保護の決定内容等被保護者の個人の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。

（精算報告）

第７条　福祉保健所長から支給依頼を受けた町村長は、保護金品の支給を終えたときは、細則第13条第４項の規定によりその旨を支給依頼のあった福祉保健所長に報告し、保護金品の精算をしなければならない。

２　町村長は、保護金品の全部又は一部を支給することができなかったときは、支給することができなかった理由を福祉保健所長に報告するとともに、次条の規定により、支給することができなかった保護金品を返納するものとする。

第８条及び第９条中「福祉事務所長等」を「福祉保健所長」に改める。

第１号様式中「支　庁　長
福祉事務所長　　㊞」を「福祉保健所長　　印」に、「福祉事務所長又は支庁長」を「福祉保健所長」に改める。

第２号様式中「支　庁　長
福祉事務所長　　㊞」を「福祉保健所長　　印」に改める。

附　則

この告示は、平成21年４月１日から施行する。

訓　　令

沖縄県訓令第37号

福　祉　保　健　部

沖縄県立首里厚生園嘱託員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成21年３月30日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県立首里厚生園嘱託員設置規程を廃止する訓令

沖縄県立首里厚生園嘱託員設置規程（平成16年沖縄県訓令第16号）は、廃止する。

附　則

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

沖縄県訓令第38号

福　祉　保　健　部

被虐待児個別対応嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年３月30日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

被虐待児個別対応嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

被虐待児個別対応嘱託員設置規程（平成16年沖縄県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「１日の勤務時間は、８時間とする」を「勤務する日は、院長が定める」に改め、同条第３項中「一般職の職員」を「職員の勤務時間」に改める。

第８条を次のように改める。

（服務）

第８条　嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

２　嘱託員は、その職の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

３　嘱託員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

４　嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

附　則

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

沖縄県訓令第39号

知　事　部　局

里親対応専門員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年３月30日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

里親対応専門員設置規程の一部を改正する訓令

里親対応専門員設置規程（平成16年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号を次のように改める。

⑵　要保護児童を養育里親及び養子縁組によって養親となることを希望する者に委託するための連絡及び調整を行うこと。

第７条第２項中「１日の勤務時間は、８時間とする」を「勤務する日は、児童相談所長が定める」に改め、同条第３項中「一般職の職員」を「職員の勤務時間」に改める。

第８条を次のように改める。

（服務）

第８条　専門員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

２　専門員は、その職の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

３　専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

４　専門員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

附　則

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

沖縄県訓令第40号

福　祉　保　健　部

衛生検査所精度管理専門委員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年３月30日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

衛生検査所精度管理専門委員設置規程の一部を改正する訓令

衛生検査所精度管理専門委員設置規程（昭和62年沖縄県訓令第９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「福祉保健部医務・国保課」を「福祉保健部医務課」に改める。

第９条を第10条とする。

第８条中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　前条の規定に違反したとき。

第８条に次の１号を加え、同条を第９条とする。

⑸　委嘱の必要がなくなったとき。

第７条に次の１項を加え、同条を第８条とする。

３　精度管理専門委員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第６条の次に次の１条を加える。

（勤務条件）

第７条　精度管理専門委員の１月の勤務日数は、７日以内とし、勤務する日、勤務時間及び勤務場所は、福祉保健部医務課長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

沖縄県訓令第41号

福　祉　保　健　部

後期高齢者医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年３月30日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

後期高齢者医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令

後期高齢者医療給付専門指導員設置規程（平成元年沖縄県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第１条の見出しを「（設置）」に改める。

第３条中「福祉保健部医務・国保課長」を「福祉保健部国保・健康増進課長」に、「医務・国保課長」を「国保・健康増進課長」に改める。

第７条第１項中「福祉保健部医務・国保課」を「福祉保健部国保・健康増進課」に改め、同条第２項中「医務・国保課長」を「国保・健康増進課長」に改める。

第９条に次の１号を加える。

⑸　委嘱の必要がなくなったとき。

附　則

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

沖縄県訓令第42号

福　祉　保　健　部

国民健康保険指導監査専門医設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年３月30日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

国民健康保険指導監査専門医設置規程の一部を改正する訓令

国民健康保険指導監査専門医設置規程（平成11年沖縄県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第３条中「福祉保健部医務・国保課長」を「福祉保健部国保・健康増進課長」に、「医務・国保課長」を「国保・健康増進課長」に改める。

第４条第３項中「人事課長」を「総務部人事課長」に改める。

第６条第１項中「福祉保健部医務・国保課」を「、福祉保健部国保・健康増進課」に改め、同条第２項中「医務・国保課長」を「、国保・健康増進課長」に改め、同条第３項中「一般職の職員」を「職員の勤務時間」に改める。

第７条を次のように改める。

（服務）

第７条　専門医は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

２　専門医は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

３　専門医は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

４　専門医は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

附　則

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

沖縄県訓令第43号

福　祉　保　健　部

国民健康保険医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年３月30日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

国民健康保険医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令

国民健康保険医療給付専門指導員設置規程（平成13年沖縄県訓令第87号）の一部を次のように改正する。

第３条中「福祉保健部医務・国保課長」を「福祉保健部国保・健康増進課長」に、「医務・国保課長」を「国保・健康増進課長」に改める。

第６条第１項中「福祉保健部医務・国保課」を「福祉保健部国保・健康増進課」に改め、同条第２項中「医務・国保課長」を「国保・健康増進課長」に改め、同条第３項中「一般職の職員」を「職員の勤務時間」に改める。

第７条を次のように改める。

（服務）

第７条　専門指導員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

２　専門指導員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

３　専門指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

４　専門指導員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

附　則

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

沖縄県訓令第44号

福　祉　保　健　部

沖縄県医療安全相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年３月30日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県医療安全相談員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県医療安全相談員設置規程（平成16年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第１条中「医療安全相談センターの業務」を「患者又はその家族からの医療に関する苦情に対応し、又は相談に応ずる業務（以下「医療安全相談に関する事務」という。）」に改める。

第４条中「福祉保健部医務・国保課長」を「福祉保健部医務課長」に、「医務・国保課長」を「医務課長」に改める。

第５条第１項中「患者・家族等の相談等に適切に対応するため」を「患者又はその家族からの医療に関する苦情に対応し、又は相談に応ずるため」に改める。

第７条第１項中「福祉保健部医務・国保課」を「福祉保健部医務課」に改め、同条第２項中「医務・国保課長」を「医務課長」に改める。

第８条を次のように改める。

（服務）

第８条　相談員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

２　相談員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

３　相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

４　相談員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

附　則

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

沖縄県訓令第45号

福　祉　保　健　部

沖縄県献血推進員規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成21年３月30日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県献血推進員規程を廃止する訓令

沖縄県献血推進員規程（昭和54年沖縄県訓令第10号）は、廃止する。

附　則

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

沖縄県訓令第46号

観　光　商　工　部

沖縄県物産・観光相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年３月30日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県物産・観光相談員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県物産・観光相談員設置規程（平成11年沖縄県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第７条第４項中「１日８時間」を「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるもの」に改める。

第９条を第10条とする。

第８条第１号中「職務の執行」を「職務」に改め、同条第３号を同条第４号とし、同条第２号を同条第３号とし、同条第１号の次に次の１号を加える。

⑵　前条の規定に違反したとき。

第８条に次の１号を加え、同条を第９条とする。

⑸　委嘱の必要がなくなったとき。

第７条の次に次の１条を加える。

（服務）

第８条　物産・観光相談員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

２　物産・観光相談員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

３　物産・観光相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

４　物産・観光相談員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

附　則

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

沖縄県訓令第47号

観　光　商　工　部

沖縄県学卒障害者能力開発アドバイザー設置規程を次のように定める。

平成21年３月30日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県学卒障害者能力開発アドバイザー設置規程

（設置）

第１条　沖縄県立職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）が実施する職業訓練のうち、特別支援学校の高等部等に在籍する生徒（以下「生徒」という。）を対象とし、その能力及び適性並びに障害者の雇用の需給状況に対応した職業訓練を企業、社会福祉法人、民間教育訓練機関その他団体（以下「企業等」という。）に対して委託し、生徒の就職に向けた職業能力の開発及び向上を目的とする事業（以下「委託訓練」という。）を実施するため、観光商工部雇用労政課に学卒障害者能力開発アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

（身分）

第２条　アドバイザーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第３項第３号に規定する非常勤の嘱託員とする。

（職務）

第３条　アドバイザーは、観光商工部雇用労政課長の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

⑴　地域及び個々の企業における障害者の雇用の需給を把握すること。

⑵　生徒の就職の希望、特別支援学校が実施する職場実習の状況及び就職することが決定している生徒の状況を把握すること。

⑶　実践的な訓練を行うすることができる企業等を開拓すること。

⑷　訓練を受講することにより就職することが可能であると見込まれる生徒を選定すること及び生徒の障害の状態に応じた訓練の課程及び科目を作成すること。

⑸　委託訓練の進捗状況を把握し、評価し、及び管理すること。

⑹　訓練を修了した生徒の就職を支援すること。

⑺　関係機関と連絡及び調整を行うこと。

⑻　前各号に掲げるもののほか、観光商工部雇用労政課長が必要と認める業務

（委嘱及び委嘱期間）

第４条　アドバイザーは、社会的信望があり、かつ、職業能力開発に深い関心と理解を有する者であって、前条に規定する職務を遂行する上で必要な能力を有するもののうちから知事が委嘱する。

２　アドバイザーの委嘱期間は、１年以内とし、２回に限り更新することができる。

３　前項の規定にかかわらず、２回を超えて更新する必要がある場合には、観光商工部産業政策課長は、総務部人事課長と協議するものとする。

（報酬等）

第５条　アドバイザーの報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

（勤務条件）

第６条　アドバイザーの勤務場所は、観光商工部雇用労政課とする。

２　アドバイザーの１月の勤務日数は、15日以内とし、勤務する日は、観光商工部雇用労政課長が別に定める。

３　アドバイザーの勤務時間は、１日につき６時間以内とする。

（服務）

第７条　アドバイザーは、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

２　アドバイザーは、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

３　アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

４　アドバイザーは、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

（解嘱）

第８条　知事は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

⑴　第３条に規定する職務を怠ったとき。

⑵　前条の規定に違反したとき。

⑶　アドバイザーとして不適当と認められる行為をしたとき。

⑷　心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

⑸　委嘱の必要がなくなったとき。

（補則）

第９条　この訓令に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、観光商工部長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

沖縄県訓令第48号

観　光　商　工　部

沖縄県障害者職業訓練トレーナー設置規程を次のように定める。

平成21年３月30日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県障害者職業訓練トレーナー設置規程

（設置）

第１条　沖縄県立職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）が実施する職業訓練のうち、障害者を対象とし、その能力及び適性並びに障害者の雇用の需給状況に対応した職業訓練を企業、社会福祉法人、民間教育訓練機関その他団体（以下「企業等」という。）に委託して行う事業を円滑に実施するため、職業能力開発校に障害者職業訓練トレーナー（以下「トレーナー」という。）を設置する。

（身分）

第２条　トレーナーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第３項第３号に規定する非常勤の嘱託員とする。

（職務）

第３条　トレーナーは、職業能力開発校の長の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

⑴　企業等が受託した訓練の受講を希望する障害者の障害の状態及び就職の希望を把握すること。

⑵　個々の障害者の特性及び障害者雇用の需給状況を勘案した訓練の課程及び科目を作成すること。

⑶　実践的な職業訓練を行うことが可能な企業等を開拓すること。

⑷　訓練を受託した企業等に対し助言を行うこと。

⑸　訓練を修了した者の就職を支援すること及び訓練を受講している者の生活を支援すること。

⑹　関係機関と連絡及び調整を行うこと。

⑺　前各号に掲げるもののほか、職業能力開発校の長が必要と認める業務

（委嘱及び委嘱期間）

第４条　トレーナーは、社会的信望があり、かつ、職業能力開発に深い関心と理解を有する者であって、前条に規定する職務を遂行する上で必要な能力を有するもののうちから知事が委嘱する。

２　トレーナーの委嘱期間は、１年以内とし、２回に限り更新することができる。

３　前項の規定にかかわらず、２回を超えて更新する必要がある場合には、観光商工部産業政策課長は、総務部人事課長と協議するものとする。

（報酬等）

第５条　トレーナーの報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

（勤務条件）

第６条　トレーナーの勤務場所は、職業能力開発校とする。

２　トレーナーの１月の勤務日数は、20日以内とし、勤務する日は、職業能力開発校の長が別に定める。
３　トレーナーの勤務時間は、１日につき６時間以内とする。
（服務）
第７条　トレーナーは、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。
２　トレーナーは、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
３　トレーナーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
４　トレーナーは、勤務時間中は職務に専念しなければならない。
（解嘱）
第８条　知事は、トレーナーが次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。
⑴　第３条に規定する職務を怠ったとき。
⑵　前条の規定に違反したとき。
⑶　トレーナーとして不適当と認められる行為をしたとき。
⑷　心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
⑸　委嘱の必要がなくなったとき。
（補則）
第９条　この訓令に定めるもののほか、トレーナーに関し必要な事項は、観光商工部長が別に定める。
附　則
この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

沖縄県訓令第49号

観　光　商　工　部

沖縄県巡回就職支援相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成21年３月30日
沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県巡回就職支援相談員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県巡回就職支援相談員設置規程（平成15年沖縄県訓令第72号）の一部を次のように改正する。
第１条中「職業能力開発校」を「沖縄県立職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）」に改め、「行うため、」の次に「職業能力開発校に」を加える。
第３条中「勤務場所の所属長」を「職業能力開発校の長」に改める。
第４条を次のように改める。
（勤務場所）
第４条　相談員の勤務場所は、職業能力開発校とする。
第７条第１項中「勤務場所の所属長」を「職業能力開発校の長」に改め、同条第２項中「６時間以内」を「５時間45分」に改める。
第８条を次のように改める。
（服務）
第８条　相談員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。
２　相談員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
３　相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
４　相談員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。
附　則
この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

沖縄県訓令第50号

観　光　商　工　部

沖縄県訓練委託先開拓員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年３月30日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県訓練委託先開拓員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県訓練委託先開拓員設置規程（平成16年沖縄県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第１条中「職業能力開発校」を「沖縄県立職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）」に改め、「実施するため、」の次に「職業能力開発校に」を加える。

第３条中「勤務場所の所属長」を「職業能力開発校の長」に改める。

第４条を次のように改める。

（勤務場所）

第４条　開拓員の勤務場所は、職業能力開発校とする。

第７条第１項中「勤務場所の所属長」を「職業能力開発校の長」に改め、同条第２項中「６時間以内」を「５時間45分」に改める。

第８条を次のように改める。

（服務）

第８条　開拓員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

２　開拓員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

３　開拓員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

４　開拓員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

附　則

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

沖縄県訓令第51号

観　光　商　工　部

沖縄県障害者職業訓練コーディネーター設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年３月30日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県障害者職業訓練コーディネーター設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県障害者職業訓練コーディネーター設置規程（平成18年沖縄県訓令第63号）の一部を次のように改正する。

第１条中「職業能力開発校」を「沖縄県立職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）」に改め、「実施するため、」の次に「職業能力開発校に」を加える。

第３条中「観光商工部雇用労政課長」を「職業能力開発校の長」に改める。

第６条第１項を次のように改める。

コーディネーターの勤務場所は、職業能力開発校とする。

第６条第２項中「観光商工部雇用労政課長」を「職業能力開発校の長」に改め、同条第３項中「６時間以内」を「５時間45分」に改める。

第７条を次のように改める。

（服務）

第７条　コーディネーターは、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

２　コーディネーターは、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

３　コーディネーターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

４　コーディネーターは、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

附　則

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

発　行　所
沖　縄　県　総　務　部
総務私学課
電話番号 098－866－2074

印　刷　所　株式会社　国際印刷
〒901-0147　那覇市宮城１丁目13番９号
販　売　所　株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503
那覇市久茂地１丁目１番１号・デパートリウボウ内１Ｆ
購　読　料　１部１箇月 1,800円